

令和2年4月15日
(一社) 栃木労働基準協会

新型コロナウイルス感染症への対応と(一社) 栃木労働基準協会主催の 当面の特別教育の実施の可否及び受講の申込方法等の変更について

当協会主催による特別教育等に平素よりご参加・ご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響が広がりを見せており、栃木県内においても感染者数が急増している現状にあります。

このような状況から、県内においても各種イベント・会議・研修会等が中止、延期されている状況です。

当協会として、3月2日付けで当面(4月から6月まで)の「研修会及び特別教育」を予定通り実施する旨、ご連絡したところでありますが、現下の状況に鑑みて、今後更なる感染症の拡大防止のため、受講者・参加者の安全と万が一の事態も考慮し、4月実施予定でした「雇入れ時等安全衛生教育」等を中止いたしました。

さらに、今般、5月26日から27日「安全管理者選任時研修」、6月10日から11日「職長教育」に関しましても、感染症対策の徹底を期すことが困難であることも考慮し、大変申し訳ありませんが中止とさせていただきますこと致しました。

なお、職長教育は8月20日から21日、令和3年2月3日から4日にそれぞれ計画しておりますので、ご利用ください。

また、安全管理者選任時研修は、これらの特別教育を実施できる環境になりましたら、早期に実施したいと考えております。

実施するに当たりましては、協会ホームページに掲載するなど、ご案内申し上げます。

おって、7月以降の特別教育等は、現在のところ計画通り実施予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、更なる見直し・変更を行うことがありますので念のため申し添えます。

また、各種特別教育の申込に当たりまして、受講申込書に受講料を添えて、当協会窓口にお申し込みをいただいておりますが、当面の間、受講料は講習会終了後に請求書を発行しますので、その請求書によりお支払いいただきますようお願い申し上げます。